

QSK 一人は皆のために 皆は一人のために

福岡県脊髄損傷者連合会
2017年2月10日

わだち

No.200

福脊連ホームページアドレス www.normanet.ne.jp/~ww101926/

「我が国の行く方・・・」の終の問(5)

「ホロコーストの教訓」(朝日新聞・2016/4/5/朝刊・オピニオン&フォーラム *米国を代表する歴史家ティモシ・スナイダー著「ブラックアース」・ミエール大学教授へのインタビュー記事より抜粋)

「「国家崩壊」の悲劇が、生存パニックが攻撃性を高める――

「ホロコーストとはユダヤ人がガス室で虐殺された出来事」と多くの日本人は信じてきました。あなたが昨年出版した「ブラックアース」は、常識を覆す内容を含んでいます。私もショックを受けました。「欧米でも、ホロコーストはドイツ国家が収容し、ドイツでユダヤ人の身の上起きた悲劇だと思われてきました」。

実際には、犠牲者の大半がドイツとは関係ない。殺されたユダヤ人の九七％は、当時のドイツの外にいたのです。「著書の中では「アウシュビッツは史上最悪の施設として人々に記憶されています。でも、「ここだけを語ることはホロコーストの過小評価に繋がりがねない。虐殺が密室の中で実行されたように見えるからです」。

実際には、犠牲者の約半数が収容所ではなく、公衆の面前で殺されました。何が進行しているか、市民は知っていたのです。「ドイツ国家が強大ゆえに虐殺を起したと信じられています。これにも異を唱えました。「ヒトラーをナシヨナリストと見なすのは間違いです。人種に基づいた帝国を築こうとした彼は、もっと過激な何者かです。彼にとって、国家はそのための手段に過ぎなかつた」。

ドイツで国家の力が巨大化したから、ホロコーストが起きたと考えるのは、誤りです。「あなたは、虐殺に手を染めたのが「私たちとさほど異なる人だ」とも指摘しています。私たちも、いつか虐殺を起し得るのでしょうか。「それは重要な問題意識です。現代社会は『犠牲者の立場』に配慮します。問題は、『犠牲者だ』と考える自体が純朴とは見えないうい」。

《わだち目次》

!この国のゆくへ・・・経
の問い!(5)・・・1P

日本国憲法施行七〇年を考え
る・・・4P

Smart Support station
・・・7P

JR九州駅無人化体験
・・・9P

|| 障害者差別解消法 ||
・・・10P

障害者の権利に関する条約第
一回日本政府報告(案)(日本
語仮訳)「参考資料2」より
・・・11P

今月の時事
・・・16P

日本国憲法施行七〇年を考える

文化体育部長 久保 親志

日本国憲法は、今年、施行から七〇年を迎えます。そこで、憲法の原点と基本理念を考えたいと思います。

例えば、法律と憲法とはどう違うのかと、問われます。すると、私たちは、「法律とは、国家が国民に対して、権利や自由を制限するためのもの」と答え、「憲法とは、国民の権利・自由を守るために国家権力を制限するための法規です」と答えます。

すなわち、法律と憲法は全く性格を異にする法規です。このように、国家権力に対してその権力行使を制限し、憲法に基づく政治をすることを「立憲主義」といいます。つまり、法律は、国民に遵

守義務があり、憲法は、国家権力に遵守義務があるのです。この原則を基本にして、話を進めていきます。

人権と憲法の原点

人権とはなんでしょうか。人 (human) と同じ正しい (right) ことを意味する人権 (human rights) は、基本的 (fundamental) な価値としての意味をもつことなのです。

人間らしい生活を送る権利を基本的人権 (fundamental human rights) と言います。基本的人権の内容には、自由権・平等権・社会権などの権利があります。人権という言葉は歴史的に深い意味をも

っています。人の権利については古代ギリシャやローマ時代から叫び続けられていました。

しかし、現在の人権の概念は、少なくとも近代以降のものとして解せられます。したがって、それは抽象的な権利ではないのです。人が生まれながらにもっている権利、すなわち「天賦人権」や「自然権」の保障といった思想を前提に実体化した権利といえます。

この、天賦人権や自然権の思想は、イギリスのロックやフランスのモンテスキュー、そしてスイスのルソーなどの啓蒙思想家によって理論的に深化、展開されてきました。

その後、アメリカの「権利章典」「独立宣言」またフランスの「人権宣言」の中で、具体的権利として宣言されたのです。人権は、近代市民革命を経て、特定の身分を持った

人の権利から、一人ひとりの「個人の人権」へと発展してきました。個人に着目するところが近代憲法の原点なのです。

あくまでも個人のために国家は存在するのであって、けっして国家のために個人が存在するのではないのです。

誰もが、かけがえない生命を与えられた個人として尊重されるべきです。お互いの違いを尊重し合い、障害の有無、家柄、国籍、信条、老若男女などの壁を越えて多様性を認め合い、誰もが人間らしく生きる社会を憲法はめざしているのです。さらに、自分が決めた幸福を追い求めることを「幸福追求権」として保障したのです。

自分の幸せは自分で決める、つまり自分の生きかたは自分で決めることができるのです。これを「自己決定権」と呼び

Smart Support station

1 「Smart Support Station」(スマートサポートステーション)の概要

各駅にカメラ、インターホン等を設置し、始発列車から最終列車までの間を「サポートセンター」のオペレーターが遠隔でお客さまの安全を見守り、きっぷの精算やICカードのチャージ等が必要な場合には、インターホンを通じてご案内いたします。

また、各駅とも、サポートスタッフが毎日清掃等を実施し環境美化に努めるとともに、列車の乗降のお手伝い等が必要な場合については、サポートスタッフが現地に赴き対応いたします。(乗車前日の20

時まで)、「お電話にてサポートセンター」ご予約をお願いいたします)

〈主な駅設備〉
 インターホン、自動券売機、自動改札機、係員対応精算機、列車接近放送装置

(JR九州 News Release 2017.2.3より抜粋)

平成29年3月4日より筑豊本線が変わります。

【その1】若松駅～直方駅間で新型蓄電池電車「DENCHA」を増強し、運転します。

スマートドアの操作方法 ドアの開閉方法が異なります。

車外から操作する場合



青いボタンを押すとドアが開きます。

車内から操作する場合



青いボタンを押すとドアが開きます。
 黄色いボタンを押すとドアが閉まります。

※ボタンが点灯するとドアを開閉することができます。①車外・車内どちらからも開閉することができます。②車外から開閉することができます。③駅構内一方方向駅において、は車内使用上の都合により、ドアが開く場合があります。

【その2】若松駅～新入駅の各駅が「Smart Support Station」になります。

筑豊本線の若松駅～新入駅(折尾駅を除く)を「Smart Support Station」とし、新しい駅サービスを開始します。始発列車から最終列車までの間、「サポートセンター」のオペレーターが各駅に設置するインターホンを通してご案内します。また、各駅に複数台のカメラを設置することでお客さまの安全を見守ります。機器の故障時や列車の乗降のお手伝い等、必要に応じてサポートスタッフが各駅で対応いたします。

Smart Support Stationエリア図 (折尾駅を除く筑豊本線 若松駅～新入駅の各駅) Smart Support Station 「サポートセンター」

新入 折尾 二角 本郷 折原 東本郷 中興 萩原 生 穂手 萩原 穂木 新入 直方

① インターホンを押してオペレーターを呼び出してください。
 ② 券面照準台に、のりこせされたきっぷを1枚1枚のりこせてください。

自動券売機(きっぷ購入時) 係員対応精算機(のりこし時)

自動改札機 簡易型自動改札機

タッチしてください。(これまでどおり)

→裏面へ

な(取引など)「抜け目のない。」

4 〈動作などが「きびきびした、活発な、機敏な、ときばき」。

7 〈機械などが「スマートな」コンピュータ制御により、状況に応じた対応をやる。 a smart building [house]

スマートビル 「ハウス」(空調・給湯・旋錠などを中央「コンピュータ制御で行えるビルや家)

3 援助「助力、支持、後援」者；助けとなるもの；心の支え

station 駅、停車場、

JR九州駅無人化体験

3月4日ダイヤ改正により、JR九州若松・直方間(若松線・福徳ゆたか線)の駅が無人化した。時々若松から、本城・折尾まで利用する、私としては突発的に利用しなければならぬ時、どのような状況になるのか、把握しておきたいと思って予約なしに利用してみた。

(再三、書いているが、駅無人化後は、前日夜8時までに利用列車の予約をしなければ、ならないことになっている。)

3月4日、戸畑駅のウエルとばたで相談員研修(北九州支部会員が、4名相談員となっている)があったので、帰りに若松駅からの利用を試みた。14時10分若松駅到着、駅舎内の立ち喰いうどんで、遅めの昼食。14時23分に券売機横のインターホンで、スマートフォン・サポート・ステーションへ連絡した。

若松駅から、本城駅への乗車希望の旨を連絡。その結果、できるだけ早く行くが、時間がかかるこの返事。



白線内はカメラとインターホン

次の列車は14時33分がある。

普通に乘れば、10分もあるから乗車可能である。

試みであるから、何時間でも待ちましよう、と待機駅舎内で待つ。しばらくして、JR職員(無人化対応の



敷設して降車、無事到着である。

本城駅は、エレベーターがあ

ため3月いっぱい、案内に在留するらしい。)が「15時6分の列車で到着するので、15時33分の列車に乗って下さい」と告げにきた。自動車で駆けつけて、サポートするのかもしれないが、列車で来るらしい。待っている間に、14時57分の列車もある。駅にいた職員は、案内説明のためにいるので、介助は職務ではない。私も敢えて、介助を求めない。(インターホンで連絡して

いた時にも、声をかけてきたが断った) 15時6分にサポート職員到着。

それから30分弱の待ち時間を経て、乗車した。サポート職員と本城駅まで行く。

到着後、サポート職員がスロープ板を

るので階上上がり、帰途に就いた。

若松駅到着連絡後1時間10分待ち、乗車時間13分。

無連絡での、乗車待ち時間の参考である。サポートセンターに近いと、待ち時間は短縮されるのかな?と思っただが、1時間



に2本の運行では、同じだろう。

なお、乗車券精算機には、聴覚障害者用に、ホワイトボードが掛かっていたが、サポートセンターからの連絡は、表示されるのだろうか?改札外の券売機には、ホワイトボードはなかった。(北九州支部レポート)

＝障害者差別解消法＝

「拒否」か「配慮」か双方歩み寄りを

障害者への「配慮」なのか、「差別」なのか、その線引きを巡り、市民団体と行政との間で意見交換が24日、高松市内で行われた。今年4月に施行した、「障害者差別解消法」は、行政機関や民間事業者に、障害者に対し「合理的配慮」を求めている。

しかし、その判断は、人によって違うのが実態。「安全のため」と説明され、事実上、利用を拒否されたと感じた、という障害者側の意見も出て、運用の難しさが改めて浮き彫りになった。【待島航志】

・市民団体「福祉オンライン香川」(高松市)が開いた勉強会で、障害者や支援者、香川県障害福祉課の担当者ら約20人が参加した。教育関係の男性は、「車椅子の子どもらがお店に入る時、『安全が保障できず、事故があったら申し訳ない。』と、来てほしくないニュアンスで言われることがある」と指摘。これに対して、

県障害福祉課の担当者は、「障害の有無に関係なく、危ない場合は仕方がない。ただ、根拠が無いなら、話し合いが必要。(障害者側は)どんな状況を伝えな」と、相手に分からない。障害について、情報を伝えた上での判断になる」と説明した。障害者からは、「入店する時に、やっぱりした言葉で断られることも多く、相談して良いか迷う」と

の意見も出て、担当者曰、「差別解消法を知らない事業者もあり行政の課題。言っても仕方がないと諦めず、相談してほしい」と呼び掛けた。意見交換の前に、県障害福祉課の別の担当者が、「合理的配慮のあり方は、人によって千差万別。障害者が、どういった配慮が必要かを伝え、配慮を求められる側も、障害特性を知るなど、双方の歩み寄りが

大切」と講演した。福祉オンライン香川事務局長で脳性まひの障害を持つ、横山君子さん(68)は、「直接説明を受け、意見交換もできて良かった」と話した。県は、障害者差別解消法の施行を受けて4月から、県障害福祉相談所で、「合理的配慮」などについて説明し、相談を受け付けている。

ニユースサイトで読む：
<http://mainichi.jp/articles/20161230k0000e0401550006#csjdx07018098dea372ab2d0997e97b35b0a>
Copyright 毎日新聞

＝差別解消法＝に関する現況(問題点)が、問いかけられている。

「内なる差別」見つめて(耕論・朝日新聞・3/8朝刊)
一 障害のある人と接するとき私たちは心の中で何を考えているのだろうか。――

『ぼくの記憶の中に「差別」をめぐる一つの苦しい傷がありま

す。6人兄弟の中で、ある障害者を持って生まれた兄に、父は強い差別意識を見せて接しました。親が子供に優劣を付けるという宿命的な感情を末っ子として見続けるなか、幼い年の正義感から父を憎みました。一方、そんな自分の心にも「兄がいなければ」という内なる差別が潜んでいたことも、確かな事実です。僕は、こうした幼年時代の経験を経て文学の道を選び、差別の問題を根本的に追いかけたロシアの作家ドストエフスキーと出会いました。』(金山郁夫さん・名古屋外国語大学学長)と、立岩信也さん・立命館大大学院先端総合 学術研究科教授・田口亜希さん・日本パラリンピアンズ協会理事の提言である。)

是非、ご一読願いたいと思います。中途「障害」者である私たちは「障害のない時代を経た障害のない時代の「価値観」が心のどこかに・・・

《 今月の時事 》

『そこに所属しているという意識から、そこを自分が所有していると意識が変わったとき、共同性は排他性へと変質する。』 星野智幸・・・「つまり、『つながりを持つことが喜びだったのに、どこまでが仲間かという線引きが始まる』のだと作家はいう。他の人たちと思いを共有しているという感覚は、自分は疎外されているという負の感情を癒すが、同じその物語を共有しない人々の排斥へと容易に裏返る。「新潮」一月号に寄せた文章『一瞬の共同性を生きる』から。折々のことば・鷺田清一・668/2017・2・16・朝日新聞朝刊より

私たちは、日々の生活を行なうために、その地域社会に起点する何らかの「属性」する組織との関係をもつ。それは、生活圏の隣組とか勤め先の会社などをはじめ、子供関係のPTA・地域の趣味のグループや社会的・政治的な団体に所属することで、それぞれにおいて「人間関係や社会的関係を持ち「自律生活の立ち位置(肯定)」について切磋琢磨している。しかし、最近の国内外の急速な情勢展開と国際関係の変容は、私たちの「生活」に大きく影響を及ぼしている。世界経済の混迷は、今や「国々の分断(排他主義)」へ急転回している。ゆえに、「貧富の格差」や「国が戦場」となり、新たな「生活圏」を求める(難民)人々が後を絶たない。私たちの生活においても、地域や職場(過剰労度・過労死・精神疾患)・属する社会関係において「生き辛さが」日々増殖し、人間関係はギクシャクし「ストレス社会」へ暴走している。と、ストレスは「脳と身体機能」を破壊するといわれている。私たちは、同時代に生きているという「連帯感」と次世代へ「壊れいく社会システムと膨大負債」を先送りするということでもいいのかである。巷に蔓延する「情報」、その激流の中で、流されず、流れに逆らって泳ぎきる。確かな「見識・智慧」が求められていると思う。この世の変容に、しずかに、その正体と向き合い。あらたな「地平」をめざす。庭の梅の花が咲き、メジロのつがいがかいて「鳴いた」さえずりを聞いた。～継続～ありきた。(しん)

会員・賛助会員の皆様、是非是非 意見・提言・雑感・本誌の感想など何でも可能。投稿をお願いします。事務メール添付・郵送・FAX等で送ってください。どうぞよろしくお願い致します。

- 編集 福岡県脊髄損傷者連合会 会長 藤田 幸廣
〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7
福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内6階
TEL&FAX: 092-592-4528
E-Mail: fukusekiren-kasuga@cello.ocn.ne.jp
- 発行 九州障害者定期刊行物協会 頒価100円(会費に含まれる) 〒810-0001 福岡市中央区天神 1-16-1-7F

編集後記
昨年暮れに、入院となり、現在も入院中の為、わだち200号の発行が遅くなり申し訳ありません。(坂本)



この広報誌は、共同募金の配分金を受けて発行しています。